

特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて

令和3年6月 福島県入札監理課

1 特例監理技術者及び監理技術者補佐について

現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務となっていることから、建設業法の一部が改正され、監理技術者（注2）の専任緩和として、監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を現場に専任で置く場合には、従来現場に専任となるどころ、特例として現場を兼任する監理技術者（特例監理技術者）が配置できる制度が令和2年10月に創設されました。

2 特例監理技術者を配置する場合の要件

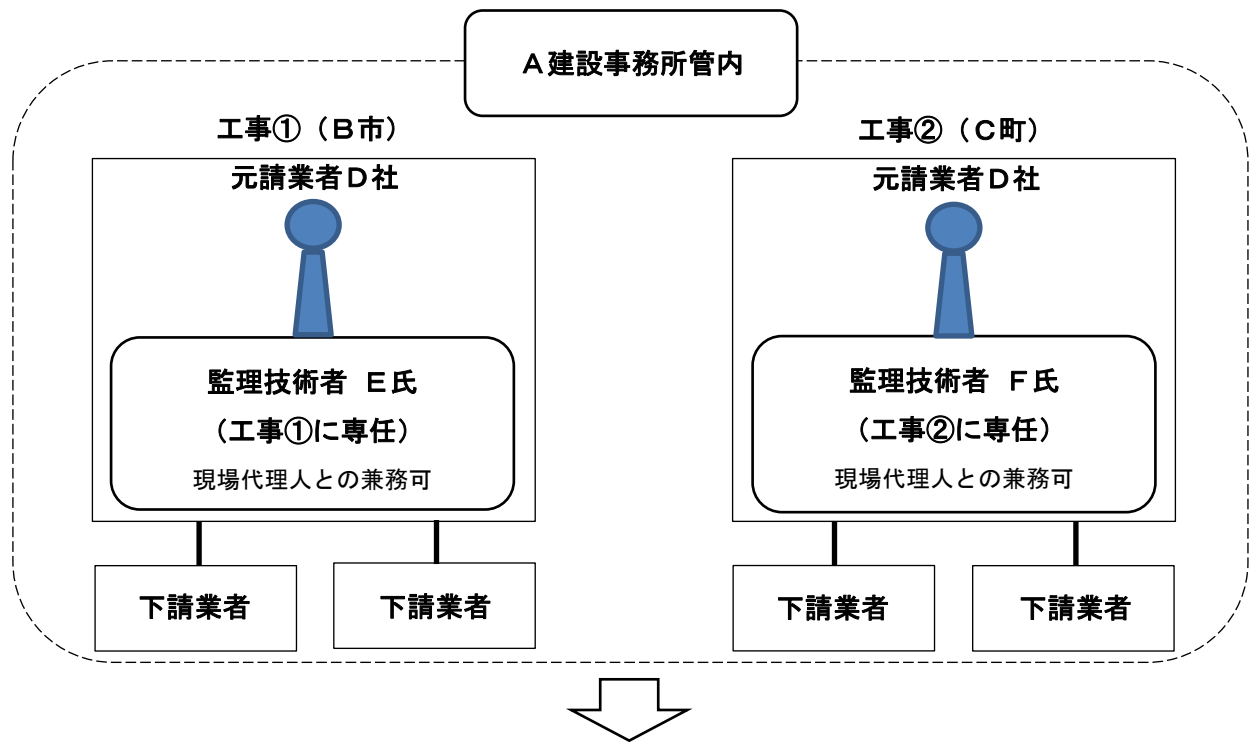
福島県発注工事において適用する場合は、以下の全ての要件を満たし、発注者が兼務を認める場合に限り、特例監理技術者の配置を認めるものとします。

- (1) 予定価格が3億円未満の工事であること
- (2) 総合評価方式の標準型以外の工事であること
- (3) 兼務する工事は同一建設事務所管内の工事であること
- (4) 低入札価格調査制度を適用する工事の場合は、調査基準価格を上回った工事であること
- (5) 兼務できる工事現場の数は同時に2件までであること
- (6) 配置する監理技術者補佐は以下の要件を全て満たしていること
 - ア 一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること（監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること）
 - イ 工事現場に専任で配置すること
 - ウ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- (7) その他
 - ア 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること
 - イ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
 - ウ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること

3 適用年月日

令和3年6月1日

現 行



導入後

